

## 第2回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項

開催日時：平成20年4月28日

平成20年4月28日に開催されました第2回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項の概要は次のとおりです。

### 1 検討テーマ及び検討期間について

検討するテーマ及び検討期間は、次のとおりとする。

#### ① 議会基本条例の制定に向けた検討について

検討期間は、まちづくり基本条例の議会上程が見込まれる平成21年3月の定例会への上程を目標とする。検討に遅れが生じたときは、再度協議する。

#### ② 地方自治法改正に伴う条例・規則等の見直しについて

議会基本条例を軸に検討を進め、その中で適時議論をして結論を得る。

#### ③ 市の審議会、委員会等への議員の参加について

議会基本条例を軸に検討を進め、その中で適時議論をして結論を得る。

#### ④ 議員定数について

議会基本条例を軸に検討を進め、その中で適時議論をして結論を得ることとするが、遅くとも次回の市議会議員の選挙が執行される前年の平成21年8月までに結論を出す。

#### ⑤ 議会基本条例の検討項目に「議会事務局の機能について」を加える。

### 2 審査・検討の順序等について

議会基本条例は、議会の基本的・基礎的な事項を定めるものであり、先ず本条例を軸として検討を進める。上記1の②～⑤については、議会基本条例を検討する中で適時議論する。

### 3 審査・検討の方法について

審査・検討の推進に当たっては、学識経験者、シンクタンク及びコンサルタント等の専門的知見を活用するため、一部の業務を委託し、事務処理及び政策立案機能の補強を図る。

### 4 特別委員会の運営方法について

特別委員会の開催、運営及び情報公開等は、次のとおりとする。

#### ① 議事概要を順次市議会ホームページで一般公開する。

- ② 委員会の傍聴は、原則として自由とする。
  - ③ 適時、先進都市等の行政視察を実施する。
  - ④ 専門的知見を有する専門家等を講師に招き、講演会・勉強会などを適時開催する。
  - ⑤ 検討の効率化を図るため、議事のまとめ及び検討事項などの事前周知等を図る。
  - ⑥ 特別委員会の開催は、概ね1ヶ月間に1回程度とする。
  - ⑦ 議会基本条例の検討過程における市民参画等については、その進捗状況を見ながら実施方法等について協議する。
- 5 関連経費の予算化について  
平成20年6月定例会で次の各費用の予算化を目指す。
- ① 学識経験者、シンクタンク又はコンサルタント等に一部業務を委託するための委託料
  - ② 専門家を講師に招き、講演会・勉強会などを開催するための謝金等
  - ③ 特別委員会委員等の先進都市等への行政視察に係る出張旅費
  - ④ 議事概要作成に係る反訳委託料
  - ⑤ 会議録を市議会ホームページで公開するための諸経費
- 6 事務局体制について  
事務処理等の一部業務をコンサルタント等に委託し、議会事務局の事務処理能力の補強を図る。
- 7 その他  
次回の特別委員会の開催日時を5月21日午前11時からとする。また、当日の検討事項は、次のとおりとする。
- ◎ 午前中（提出資料の説明等）
    - ① 第2回議会のあり方等検討特別委員会決定事項及び議事概要の確認について
    - ② 先進都市等における議会基本条例の比較について
    - ③ 当市における各種審議会・委員会の設置状況について
    - ④ 県下各市における議員定数の状況について
    - ⑤ その他
  - ◎ 午後  
三重県議会の行政視察